

令和3年度 第3回山北町農業委員会総会 会議録			
召 集 年 月 日	令和3年6月25日（金）		
召 集 場 所	山北町役場防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和3年6月25日 午前9時30分	
	閉会	令和3年6月25日 午前11時30分	
応（不応）招委員 及び出席並びに欠席委員  出 席 8名  欠 席 3名  (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別
	1番	杉山 照枝	△
	2番	二宮 慶晃	△
	3番	磯崎 加代子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	三尋木 重夫	○
	6番	高杉 光男	○
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○
	推進委員 岸地区	田渕 康男	○
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	△
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○
会議録署名委員			
会議録署名委員	3番	磯崎 加代子	4番
会議録署名委員	5番	細谷 晋之	
出席した事務局		事務局員	和田、尾崎、中戸川、瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

# 山北町農業委員会第3回総会会議録

令和3年6月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料1ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。所有権を譲渡人の[REDACTED]から譲受人の[REDACTED]へ移転します。

2ページから10ページまで申請書です。

11ページから15ページまで全部事項証明書、位置図、公図、申請地から譲受人の住所地までの通作経路図です。

譲受人は山北町において茶を3252.74 m<sup>2</sup>耕作しており下限面積要件を満たしています。また農業従事日数が年間150日と要件を満たしています。譲受人は、申請地の周辺の農地を所有しており許可後は一体的に耕作していくと聞いています。以上です。

議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何かありますか。

山崎推進委員 : 事務局が説明したとおりです。

議長 : その他意見等ありますか。特になければご承認いただけますでしょうか。  
(異議なしの声) 全員。

議長 : 議案第3号については承認されました。

続いて議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料17ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。転用理由は近くに住む[REDACTED]が駐車場を必要としており、駐車場を整備して貸し出すためです。

18ページから22ページまで、申請書、全部事項証明書、公図、位置図です。23ページが土地利用計画図です。車3台分を整備する計画です。

24ページが現地確認の写真です。山崎推進委員に確認していただき、周辺の農地に影響がないことを確認しました。

山崎推進委員 : 事務局が説明したとおりです。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第4号については承認されました。

続いて議案第5号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料26ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。こちらは議案第4号と関係しています。転用理由は近くに住む[REDACTED]が駐車場を必要としており、駐車場を整備して貸し出すためです。

27 ページから 32 ページまで、申請書、全部事項証明書、公図、位置図です。

33 ページが土地利用計画図です。車 2 台分を整備する計画です。

34 ページ・35 ページが現地確認の写真です。山崎推進委員に確認していただき、周辺の農地に影響がないことを確認しています。

議長 : 現地を確認した山崎推進委員から何かありますか。

山崎推進委員 : 事務局が説明したとおりです。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 5 号については承認されました。

続いて議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料 36 ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。所有権を譲渡人の [REDACTED] から [REDACTED] へ移転します。転用理由は戸建て住宅を販売するためです。

37 ページから 46 ページまで、申請書、全部事項証明書、位置図、公図です。

47 ページ・48 ページが土地利用計画図と立面図です。平屋の一戸建て住宅を建設します。

49 ページ・50 ページが現地確認の写真です。写真のとおり後方は農地ですが、平屋の一戸建てを建設するため日照時間等の問題はないことを確認しています。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 事務局が説明したとおりです。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 6 号については承認されました。

#### 4 報告

議長 : 報告案件ということで、非農地証明について事務局から説明願います。

事務局 : 資料 51 ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。  
52 ページから 55 ページまで全部事項証明書、公図、位置図、平面図です。

56 ページが現地確認の写真です。写真のとおり農地としての利用、復旧は困難であることを確認しております。また過去の写真から 10 年以上前から耕作していないことを確認し本証明を発行しました。以上です。

事務局 : 資料 57 ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。  
58 ページから 62 ページまで全部事項証明書、位置図、公図です。

63 ページ・64 ページが現地確認の写真です。写真のとおり、面積、土地の形状から農地としての利用が困難であることを確認し、本証明を発行しました。以上です。

事務局 : 65 ページをご覧ください。対象地は、[REDACTED] の合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>です。66 ページから 75 ページが全部事項証明書、位置図、公図です。

76 ページから 78 ページまで現地確認の写真です。写真のとおり当該地は山林の状態であり、また一部住宅となっていることを確認しました。航空写真から 10 年以上前から耕作していないことを確認し、本証明を発行しました。以上です。

議長 : 報告案件ということで、引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

事務局 : 79 ページ・80 ページをご覧ください。対象者は、[REDACTED] 氏です。対象地は、[REDACTED]  
[REDACTED] の合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> です。

81 ページから 83 ページまで位置図、公図です。

84 ページから 88 ページまで現地確認の写真です。写真のとおり対象地は、みかんや柿、里芋等が栽培されていました。草刈り等適正に管理をしていることを確認し、本証明書を発行いたしました。

## 5 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 7 月 26 日 9 時 30 分からということでおよろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、7 月 26 日 9 時 30 分からということでよろしくお願ひします。

## 6 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(11:30)

	氏名	氏名
議事録署名委員		

農業委員会長